

北広島町統合型GISシステム借上業務 仕様書

令和8年7月

北広島町管財課

第1章 総則

第1節【適用範囲】

本仕様書は、北広島町（以下、「本町」という。）が実施する「北広島町統合型GISシステム借上業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

第2節【目的】

本業務は、関係部署及び関係機関で共有されている地図及び地籍管理、固定資産情報を一元的に管理し、事務作業の効率化、経費の削減及び住民サービスの向上を目的とする。

第3節【準拠する法令等】

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 測量法
- (2) 地理空間情報プラットフォーム
- (3) 地理情報プラットフォーム
- (4) 地理空間情報活用推進基本法
- (5) 統合型GIS推進指針
- (6) 地理情報標準プロファイル
- (7) 国土交通省公共測量作業規定
- (8) 国土交通省作業規定の準則
- (9) 著作権法
- (10) 北広島町税条例
- (11) 北広島町財務規則
- (12) 北広島町個人情報保護条例
- (13) その他関係法令及び諸規則

第4節【疑義】

本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明示されていない事項等については、その都度、本町と受注者が協議し、本町の指示に従い業務を遂行するものとする。

第5節【提出書類等】

受注者は、契約締結後、速やかに次に掲げる書類を発注者に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表
- (4) 管理技術者届出書
- (5) 照査技術者届出書
- (6) その他本町が必要と認める書類

第6節【管理技術者等】

受注者において選任する管理技術者は、本業務に精通した実務経験豊かな技術者を配置するものとし、本業務提供の間の交代は認めない。やむを得ず交代が必要な場合は、本町の承諾を得ること。

第7節【資料の貸与及び管理】

本町は受注者に必要と認められる資料を貸与するものとする。受注者は、貸与を受けた資料の借用書を作成し、本町に提出する。貸与資料は、その重要性を認識し、破損、滅失、盗難等の事故がないよう取扱い及び保管を慎重に行い、本業務以外に使用してはならないものとする。また、本業務終了後又は本町の申し出があった場合は、速やかに返還しなければならない。

第8節【関係部署等との協議及び諸手続】

本業務遂行のために関係部署との協議が必要な場合は、監督職員と協議のうえ行うこととする。また、関係部署への諸手続が必要な場合は、受注者は速やかに諸手続を行うものとする。

第9節【打合せ及び報告】

- 1 受注者は、本業務の各作業段階に、作業内容、手法等を整理し本町と十分な協議を行うものとする。また、協議事項について記録簿を2部作成し、各自その1部を保管するものとする。
- 2 受注者は、本業務の進捗状況について随時報告するものとする。
- 3 既に完了した作業等について、本町からの成果等の一部提出を求められた場合には、受注者は速やかにこれに対応しなければならない。

第10節【損害賠償】

- 1 受注者は、本業務の遂行に支障が出るおそれがある事故の発生を知ったときは、直ちにその旨を本町に報告し、本町の指示に従うものとする。
- 2 本業務中に生じた諸事故及び第三者に与えた損害等は、直ちに本町にその状況及び内容を報告するとともに、全て受注者が責任をもって処理するものとし、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。

第11節【個人情報及び守秘義務】

受注者は、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）を本町の許可を得ずに本業務の目的以外に使用し、または第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

第12節【成果品の検査・納品】

本業務の成果品については、管理技術者立ち合いのうえ本町の検査を受けるものとし、本町の検査完了後納品するものとする。

第13節【契約不適合責任】

本町に引き渡された成果品が本仕様書の内容に適合しない契約不適合であるとき、本町はその補修、補足による追完、損害賠償及び代金減額の請求並びに契約解除を、契約の履行の目的物の引き渡しの日から1年が経過する日までに受注者に通知並びに請求しなければならないものとする。ただし、本町が成果物の引き渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りでないものとする。

第14節【成果品の帰属】

本業務の成果品及び中間成果品の一切の権利は本町に帰属するものとし、受注者は、本町の許可なく使用し、複製し、又は第三者へ譲渡及び貸与してはならない。

第15節【履行期間】

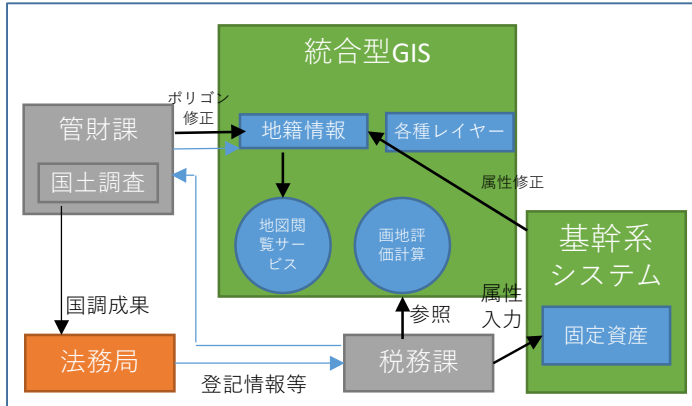
本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和14年3月31日までとする。

第2章 業務概要

第1節【業務概要】

本仕様書は、庁内情報共有GISと固定資産情報GIS及び地籍管理を統合し、オンプレミスでの運用にて本町より貸与するデータを格納し、職員端末等で利用するものとする。なお、構築したGISについて、マニュアルを作成したうえで操作研修を実施するものとする。

統合イメージ
参考図



(1) 統合型GIS

- | | |
|-------------------------------|---------|
| ① 計画準備 | 1式 |
| ② システム調整・設定 | 1式 |
| ③ 報告書作成 | 1式 |
| ④ 打合せ協議 | 1式 |
| ⑤ 住宅地図データ変換 | 1式 |
| ⑥ データセットアップ | 1式 |
| 町保有地図データ（別紙 移行レイヤー一覧） | |
| ⑦ 操作マニュアル作成 | 1式 |
| ⑧ 操作研修 | 1式 |
| ⑨ 統合型GIS（同時接続ライセンス） | 25ライセンス |
| ⑩ 住宅地図（住宅地図Z-mapTOWN II 北広島町） | 1式 |
| ・利用台数450台、同時接続：25ライセンス、買取 | |
| ⑪ 地籍情報GIS（接続固定器ライセンス） | 4ライセンス |
| ・地籍情報の窓口提供のため、常に4ライセンスが必要 | |
| ⑫ 固定資産情報GIS（同時接続ライセンス） | 5ライセンス |

(2) ハードウェア

- | | |
|-------------------------|----|
| ① サーバ調達 | 1式 |
| ・電算室内サーバラック最大8Uまで | |
| なお、サーバー室にはCVC Fが設置してある。 | |
| ② ハードウェアセットアップ | 1式 |
| ③ 管理運用保守 | 1式 |

(3) 利用期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日

第3章 共通事項

第1節【計画準備】

受注者は、本業務の内容及び業務量を把握した上で、業務履行に必要な人員、機材の確保及び作業工程を含む業務履行体制等について計画立案し、業務実施計画書にとりまとめ、本町に提出・承認を得るものとする。

第2節【システム調達・調整設定・調整】

本システムの運用にあたり、本町と受注者が協議のうえ、パスワード・IPアドレス及びユーザー/グループ単位での運用データのセキュリティ制御、ユーザー権限設定等の初期設定を行うものとする。また、サーバーに移行したデータの表示内容、システム機能、操作性の検証を行い、調整を行うものとする。

第3節【業務報告書作成】

本業務の作業内容については、作業全般に関わる経緯等を業務報告書として取りまとめを行うものとする。

第4節【打合せ協議】

業務の実施にあたって受注者は、業務の円滑な遂行を図るため、本町と密接な連絡を取るとともに、原則として業務着手時、中間時1回及び成果品納品前の計3回の打合せ協議を実施するものとする。

第4章 統合型GIS構築

第1節【システム機能】

本システムにかかるデータ搭載、システム構築について、次の要求を満たし、本町の事務の効率化及び行政サービスの向上を実現するシステムを再構築するものとする。本システムの機能要件は、原則として、標準的な統合型GIS及び地籍管理、固定資産GISの機能を有していることとし、受注者は本システム稼働までに本町と協議のうえ、提供するものとする。なお、本システム機能要件は、別紙機能要件一覧に記載のとおりとし、次の項目については必須事項とする。

(1) 統合型GIS

- ①情報系職員端末にて同時に25台までが稼働可能なWeb方式のシステムであること。
- ②ユーザID、パスワード等により、レイヤ別の表示、編集等の制御が出来ること。
- ③本町の保有する各種地図情報を格納できること。(別紙 移行レイヤー一覧)
- ④システムからレイヤ情報を汎用的な地図フォーマットで出力できること。

(2) 地籍管理

- ①職員の操作により、登記異動を入力できること。
- ②基幹系固定資産システムから属性情報を反映し、登記情報に反映できること。
- ③国土調査成果の閲覧サービスのため、同時に固定機器4台の稼働を確保できること。
- ④地籍集成図及び一筆図が印刷できること。

(3) 固定資産GIS

- ①その他宅地方式による画地計算ができること。
- ②標準宅地管理ができること。
- ③基幹系固定資産システムから属性情報を反映し、色塗等評価補助ができること。
- ④同時に固定機器5台の稼働を確保できること。

第2節【稼働要件】

本システムは各職員が使用する情報系端末での稼働を想定している。なお、情報系ネットワークにはLG-WANは接続されていない。端末の稼働要件は次のとおりとする。

(1) 利用方法 Web方式

(2) クライアント 方式: 仮想 (Citrix) 利用台数: 350台 OS: Windows11 Pro

メモリ: 8GB ブラウザ: Microsoft Edge バージョン147.0.3912.72 (64bit)

(3) サーバ 受注者が調達すること。なお、サーバー室にはC V C Fが設置されている。

(3) 庁内回線 本庁及び出先機関: 100Mbps ただし、仮想内環境は1Gbps

第3節【データセットアップ】

再構築する統合型GISへ搭載するため、既存に搭載されているデータ及び、本町の保有するデータ、各関係機関で公開されたデータの変換を行い、セットアップするものとする。なお、住宅地図（Z-MapTOWN II北広島町）については、受注者にてライセンスを購入するものとする。

- (1) 住宅地図（Z-mapTOWN II北広島町）
- (2) 利用台数：350台
- (3) 同時接続ライセンス：25ライセンス

第4節【操作マニュアル作成】

本システムが円滑に運用できるよう操作マニュアルを作成するものとする。

第5節【操作研修】

システム再構築後に操作研修を実施するが、操作説明会の実施方法については本町と受注者が協議のうえ決定するものとする。なお、操作研修を受ける職員への通知、日程調整、会場、使用する機器の準備は本町が行うものとする。

第5章 成果品

第1節【成果品】

本業務の成果品は、次のとおりとする。なお、電子媒体によるデータについては、全てウイルス対策ソフトにて検収後、納品するものとする。

- (1) 共通事項
 - ①業務報告書 1式
 - ②打合せ記録簿（業務報告書に格納） 1式
- (2) 統合型GIS
 - ①統合型GIS 1式
 - ②搭載データ（システムへ格納） 1式
 - ③操作マニュアル 1式
- (3) 地籍管理
 - ①地籍管理GIS 1式
 - ②搭載データ（システムへ格納） 1式
 - ③操作マニュアル 1式
- (4) 固定資産情報GIS
 - ①固定資産情報GIS 1式
 - ②搭載データ（システムへ格納） 1式
 - ③操作マニュアル 1式
- (5) サーバ 1式
- (6) その他協議で決定したもの 1式

なお、機能がいずれかのシステムに統合されている場合は、併用することができる。